



被保険者証等の更新時期です

下表に示す被保険者証等が更新時期になります。8月からは新しい被保険者証等を医療機関の窓口へ提示してください（受給者証・認定証は被保険者証とセットでご使用ください）。

既にお持ちの被保険者証等は7月末日の有効期限終了後、問い合わせ先まで返却してください。

今回更新になる受給者証、認定証以外にも、申請によって適用を受けられる認定証があります。お問い合わせは役場の国保担当窓口まで。

8月に更新する各種被保険者証等

後期高齢者医療加入者	①後期高齢者医療被保険者証（注1）	
	対象	加入者全員
	交付	該当者に郵送します。受理後、古い被保険者証は役場にご返却ください。
	②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（注1）	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院時の食事負担額軽減
交付	該当者に郵送します。受理後印鑑を持参のうえ、役場で申請手続きをしてください（古い認定証は返却願います）	
国民健康保険加入者	③国民健康保険高齢受給者証（注1、注2）	
	対象	70歳以上74歳以下の国保加入者全員 ※一定以上の障がいにより後期高齢者医療の認定を受けている方は除きます
	交付	該当者に郵送します
	④国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（注1）	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院時の食事負担額軽減
交付	該当者に郵送します。受理後印鑑を持参のうえ、役場で申請手続きをしてください（古い認定証は返却願います）	

（注1）有効期限は次のとおりです。 ①は平成23年7月31日
②～④は平成22年7月31日
③、④は7月31日以前に75歳になる方は誕生日の前日までです。

（注2）③の受給者証の負担割合が2割（平成22年3月31日までは1割）と記載されている方は4月1日以降2割になります。ご注意ください。

申請によって適用が受けられる認定証（入院した場合のみ）

国民健康保険加入者 (70歳未満)	①国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用）
	交付	申請により交付しますので、該当となる方は手続きをしてください
	②国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ（限度額の適用） ・入院した際の食事負担額の軽減
	交付	申請により交付しますので、該当となる方は手続きをしてください
	③国民健康保険標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
内容	・入院した際の食事負担額の軽減	
交付	申請手続きによって交付します	

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線562、563）
住民福祉課住民室 ☎82-2111（内線123）